

大切なお知らせ

[Vol.6]

重要

このお知らせを保存したり、見やすい場所に貼ったりするなどして、周りの方にもお伝えください。

「支援制度」の申請漏れはありませんか？

申請期間が延長されたものもあります。詳しくは以下をご覧ください。

住宅関連の支援制度

※担当課への問い合わせは、祝・休日を除く
月～金曜午前8時半～午後5時半をお願いします

<申請・相談窓口>

- 西 西区の被災相談窓口
- 区 そのほかの区
- ル 古町ルフルの窓口

り災証明書の
判定結果

表の数値は支援の**上限額**です

	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
【1】被災者生活再建支援金 西 区 お住まいの住宅に大きな被害を受けた世帯へ支援金を支給 申請期限 基礎支援金・市支援金：令和7年1月31日 《福祉総務課》 加算支援金：令和9年1月31日 ☎ 025-226-1169	400 万円	300 万円	150 万円	50 万円	—	—
住宅の再建方法などによって異なります。						
【2】被災者住宅応急修理 西 ル 日常生活に不可欠な部分の現状復旧 申請期限：令和6年12月31日 《公共建築課》 ☎ 025-226-2880	修理して居住可能となる場合は対象になる場合あり	170.6 万円	120.6 万円	120.6 万円	64.3 万円	—
【3】液状化等被害 住宅修繕支援 西 ル 宅地内のカーポートや物置を含む外構工事も対象 申請期限：令和7年2月28日 《公共建築課》 ☎ 025-226-2880	100 万円	100 万円	50 万円	50 万円	30 万円	10 万円
住宅の床の傾斜修繕やその付随工事をする場合、追加で支援します。(上限50万円)						
【4】液状化等被害 住宅建替・購入支援 西 ル 新潟市内で家の購入や建て替えをした場合に支援 申請期限 建替：令和6年9月30日 購入：令和7年2月28日 《建築保全課》 ☎ 025-226-2864	100 万円	100 万円	50 万円	—	—	—
その場で建て替えをする場合、住宅の沈下防止費用を追加で支援します。(上限50万円)						
【5】被災ブロック塀等撤去工事補助 西 ル 申請期限：令和6年12月27日 《建築行政課》 ☎ 025-226-2841	道路などに面した危険なブロック塀などの撤去工事費の3分の2を支援します。(上限20万円) り災証明書は不要 ※工事着手前に申請が必要です。					
【6】被災者転居費支援 (郵送でも受け付けできます) 西 ル 郵送先 951-8550 新潟市中央区古町通7番町1010 古町ルフル6階 住環境政策課 申請期限：令和6年12月27日 《住環境政策課》 ☎ 025-226-2821	○	○	○	○	—	—
引越し費用の2分の1を支援します。(上限15万円)						
【7】水道料金・下水道使用料の免除 西 区 申請期限：令和7年3月31日 《水道局コールセンター(水道料金)》 ☎ 0120-411-002 《下水道部経営企画課(下水道使用料)》 ☎ 025-226-2959	○	○	○	○	○	○
令和6年1月1日を含む期間(通常2カ月分)を全額免除します。 ※漏水による使用量増加に対する減免もあり。期限後も随時受付						
【8】被災した家屋等の解体・撤去 西 全額公費で解体・撤去 相談は9時から12時まで 申請期限：令和6年12月27日 《循環社会推進課》 ☎ 025-226-1391	○	○	○	○	—	—
申請には事前予約が必要 予約先 廃棄物対策課 ☎ 025-226-1411						
【9】災害援護資金貸付 返済あり 所得制限あり 申請先：福祉総務課(市役所本庁舎1階) 申請期限：令和7年1月31日 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169	○	○	○	○	—	—
家財に価額の3分の1以上の被害がある場合も申請可能						